

国立研究開発法人産業技術総合研究所野外実験等における安全確認体制の整備に関する規程

制定 平成17年4月1日 17規程第26号

最終改正 平成28年6月28日 28規程第39号 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が屋外で行う実験又は調査（研究所外に影響が及ぶおそれのないものを除く。以下「野外実験等」という。）について、安全確認体制を整備することにより、当該野外実験等の安全かつ円滑な実施を確保することを目的とする。

(野外実験等統括者の設置)

第2条 研究ユニット等（国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号。以下「組織規程」という。）第6条第3項第2号及び第3号に規定する研究推進組織並びに組織規則（26規則第6号）第3条に規定するオープンイノベーションラボラトリ及び連携研究ラボをいう。以下同じ。）の長（以下「研究ユニット等の長」という。）は、研究計画の中に野外実験等が含まれるときは、当該野外実験等を行う職員の中から野外実験等統括者を指名しなければならない。

2 野外実験等統括者は、野外実験等の計画段階から終了までを統括し、次に掲げる事項を行う。

- 一 野外実験等の実験計画書に関すること。
- 二 野外実験等の終了に係る報告書作成及び研究ユニット等の長への報告に関すること。
- 三 野外実験等に参加する職員等の健康及び安全管理に関すること。

(野外実験等の実施の承認等)

第3条 野外実験等統括者は、野外実験等を行おうとするときは、野外実験等計画書（様式第1）（以下「実験計画書」という。）を、研究ユニット等の長を通じて勤務する事業所等（組織規程第5条第3項に規定する事業所等をいう。ただし、東京本部及びつくばセンターを除く。）の事業所長又は所長（以下「事業所長等」という。）へ提出しなければならない。また、変更する場合も同様の手続きとする。

2 事業所長等は、前項の実験計画書の提出を受けたときは、安全管理部長と協議して、当該野外実験等参加者の健康維持及び実施される野外実験等の安全確保に必要な措置が十分講じられているかどうか判断し、当該野外実験等の実施の承認又は不承認の決定を行い、実験計画書を提出した野外実験等統括者に通知するものとする。

3 事業所長等は、安全管理部長と協議して、第1項の野外実験等が大規模又は研究所の重大な社会信用に関わるおそれがある野外実験等であると認めるときは、第5条の野外実験等安全審査委員会へ諮問しなければならない。

4 事業所長等は、前項の諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して第2項の承認又

は不承認の決定を行うものとする。

(野外実験等の実施の承認の例外)

第4条 研究ユニット等の長は、天変地異等により緊急に野外実験等を行わなければならないときは、野外実験等統括者を指名し、前条第1項に規定する実験計画書の提出及び同条第2項に規定する承認を省略して、当該野外実験等を実施させることができる。

2 研究ユニット等の長は、前項の野外実験等を行わせるときは、速やかに実験計画書を事業所長等へ提出しなければならない。

(野外実験等安全審査委員会の設置)

第5条 研究所に野外実験等安全審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、事業所長等の諮問を受けて、大規模又は研究所の重大な社会信用に関わるおそれがある野外実験等の実施体制及び安全確保の状況等について審議し、その結果を事業所長等へ答申する。

3 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織し、委員長は安全管理部長をもって充てる。

- 一 企画本部総括企画主幹 1名
- 二 コンプライアンス推進本部総括企画主幹 1名
- 三 コンプライアンス推進本部コンプライアンス推進室長
- 四 その他理事長が指名又は委嘱する者 若干名

4 委員会の事務は、安全管理部が行う。

(野外実験等の終了報告)

第6条 野外実験等統括者は、野外実験等が終了したときは、野外実験等終了報告書（様式第2）を、研究ユニット等の長を通じて事業所長等へ提出しなければならない。

(野外実験等安全管理教育の実施)

第7条 研究所は、職員等に対して野外実験等の安全管理に関する教育を実施するものとする。

附 則（17規程第26号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（18規程第42号・一部改正）

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（22規程第81号・一部改正）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（25規程第25号・一部改正）

この規程は、平成25年7月5日から施行する。

附 則（26規程第29号・一部改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（26規程第47号・一部改正）

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第12号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第69号・一部改正）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（27規程第117号・一部改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（28規程第39号・一部改正）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

様式第1

申請日	平成 年 月 日
受付番号	

〇〇〇〇〇センター所長又は事業所長 〇〇〇〇殿
(研究ユニット等の長経由)

申請者(野外実験等統括者)
所 属: 研究ユニット等名(センター・事業所名)
氏名 〇〇〇〇

野外実験等(新規・変更)計画書

1. 研究課題名等

- ・野外実験等の名称: 「 」
- ・研究課題名:
- ・研究予算の区分:
- ・研究課題への参加者:

2. 実験等参加者

(1) 実験等統括者

- ・氏 名:
- ・所 属: 研究ユニット等名(センター・事業所名)
- ・連絡先: TEL: 〇〇〇〇 E-mail: 〇〇〇@aist.go.jp

(2) 実験等参加者(産総研)

- | 氏名 | 身分 | 所属 |
|------|-----------|---------|
| 〇〇〇〇 | 職員/〇号契約職員 | 〇〇〇〇〇〇〇 |

(3) 実験等参加者(産総研外)

- | 機関名 | 人数 | 産総研との契約の種類等 |
|------|-----|---------------|
| 〇〇〇〇 | 〇〇人 | 共同研究/業務委託/... |

3. 外部機関等への許可申請・届出等

- ・許可申請等の名称、申請先、申請日等

4. 実験等の目的及び概要(関係資料等を添付)

5. 実験等実施期間(予定)

平成 年 月 日～平成 年 月 日

6. 実験等実施場所等

7. 想定されるリスクと予防措置

8. その他必要な事項(保険、責任区分等)

9. 野外実験等に伴う資産の持出し(有りの場合は、必ず資産持出しの申請を行うこと。)

- ・有
- ・無

10. 野外実験等に伴う危険薬品等の持出し(有りの場合は、必ず危険薬品等の持出しの申請を行うこと。)

- ・有
- ・無

11. 当初計画申請日(変更の場合のみ)

* 1. ~10. について、変更箇所の下線を引いてください。

※添付資料

- ・実験等の実施内容を記載した資料
- ・共同研究等の場合には、実施区分、責任区分等に関する資料
- ・業務委託先がある場合は、委託先、委託内容等に関する資料
- ・緊急時の連絡体制図

